

北部市場事業者等に対する改善措置命令実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市中央卸売市場業条例（昭和47年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第70条の規定に基づいて、市場業務の適正かつ健全な運営を図るため、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者（以下「事業者等」という。）に対する業務又は財務の改善措置命令について、その実施のため必要な事項を定めるものとする。

(業務改善措置命令運用基準)

第2条 市長は、事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合において、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、第1号様式により業務改善措置を命ずるものとする。

- (1) 卸売業者が条例第15条、第70条第1項に規定する事項に該当する場合
- (2) 仲卸業者が条例第26条、第70条第3項に規定する事項に該当する場合
- (3) 関連事業者が条例第36条、第70条第4項に規定する事項に該当する場合
- (4) 市長が前3号以外に、その他必要と認める場合

(業務改善計画書の提出等)

第3条 前条の業務改善措置命令を受けた事業者等は、速やかに、業務改善計画書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、事業者等から前項の業務改善計画書の提出を受けたときは、その内容を確認した上、当該事業者等に対し、条例第69条第1項の規定に基づき、聴き取り調査を行うものとする。

3 前条の業務改善措置命令を受けた事業者等は、業務改善報告書を市長に提出するものとする。

(財務改善措置命令運用基準)

第4条 市長は、川崎市中央卸売市場業務条例施行規則（以下「規則」という。）

第88条に定める財産の状況に関する改善措置の基準に基づき、次の各号すべてに該当する卸売業者又は仲卸業者に対し、第3号様式により財務改善措置を命ずるものとする。

(1) 流動比率が1を下回った場合

(2) 自己資本比率が0.1を下回った場合

(3) 連続する3以上の事業年度において、経常損失が生じた場合

2 前項の計算は、条例第18条、第30条並びに規則第30条に基づき卸売業者又は仲卸業者から提出される事業報告書又は営業報告書により行うものとする。

(財務改善計画書の提出等)

第5条 前条第1項の財務改善措置命令を受けた事業者等は、速やかに、財務改善計画書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、事業者等から前項の財務改善計画書の提出を受けたときは、その内容を確認した上、当該事業者等に対し、条例第69条第1項の規定に基づき、聴き取り調査を行うものとする。

3 前項の財務改善措置命令を受けた卸売業者又は仲卸業者は、条例第18条及び第30条並びに規則第30条の規定に基づく事業報告書又は営業報告書の提出のほか、条例第9条第2項及び規則第11条の規定に基づき、残高試算表を市長に提出するものとする。ただし、事業年度末現在における残高試算表の提出については、これを省略することができる。

(廃業の勧告及び業務の許可の取消し)

第6条 市長は、第2条又は第4条の業務改善措置命令又は財務改善措置命令を受けた事業者等が、当該命令を受けた日から3事業年度（命令を受けた日を含む事業年度の初年度とする。）経過後の業務改善報告書又は事業報告書又は営業報告書において、第2条第1項各号のいずれか又は第3条第1項各号に示した事項のすべてに該当し続いている場合、当該事業者等に対し、第5号様式により廃業の勧告をするものとし、条例第8条第4項及び条例第15条第1項、条例第26条第1項並びに条例第36条第1項及び第2項の規定に基づき、業務の許可を取り消すことができる。

(その他)

第7条 この要領で定めるもののほか、この要領の実施のため必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年6月21日から施行する。

(関連要領の廃止)

2 北部市場仲卸業者に対する財務改善措置実施要領は、廃止する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

業務改善措置命令書

川崎市指令 第 号

住 所

商 号

氏名又は名称

様

貴.....は、川崎市中央卸売市場業務条例第70条第.....項の規定に該当し、
川崎市中央卸売市場北部市場における.....業務の適正かつ健全な運営を確
保するため必要と認められますので、同項の規定に基づき、業務に関し必要な
改善措置を講ずることを命令します。

なお、北部市場事業者等に対する改善措置命令実施要領第3条第1項の規定
に基づき、速やかに、業務改善計画書を提出してください。

また、同条第3項の規定に基づき、業務改善報告書を提出してください。

年 月 日

川崎市長

印

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の
翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることが可
れます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日
(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があつたこ
とを知った日) の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎
市長が被告の代表となります。) 提起することができます。

第2号様式

業務改善計画書

年　月　日

(宛先) 川崎市長 様

事業者名.....

代表者の役職名及び氏名.....

北部市場事業者等に対する改善措置命令実施要領第3条第1項の規定に基づき、次のとおり業務改善計画を作成しましたので、提出します。

1 概要

- (1) 業務状況悪化の原因
- (2) (1)に対する改善の基本的な考え方

2 業務（経営）改善の具体的計画

- (1) 業務（経営）改善の基本的な考え方
- (2) 業務改善に係る事項
- (3) その他の事項

3 改善期間 年　月　日 から 年　月　日

4 その他

第3号様式

財務改善措置命令書

川崎市指令 第 号

住 所

商 号

氏名又は名称

様

貴.....は、川崎市中央卸売市場業務条例第70条第.....項の規定に該当し、
川崎市中央卸売市場北部市場における.....業務の適正かつ健全な運営を確
保するため必要と認められますので、同項の規定に基づき、財産に関し必要な
改善措置を講ずることを命令します。

なお、北部市場事業者等に対する改善措置命令実施要領第5条第1項の規定
に基づき、速やかに、財務改善計画書を提出してください。

また、同条第3項の規定に基づき、本事業年度から、残高試算表を提出して
ください。ただし、事業年度末現在における残高試算表の提出は、省略するこ
とができます。

年 月 日

川崎市長 印

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の
翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。
この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日
(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったこ
とを知った日) の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎
市長が被告の代表となります。) 提起することができます。

第4号様式

財務改善計画書

年　月　日

(宛先) 川崎市長 様

事業者名 _____

代表者の役職名及び氏名 _____

北部市場事業者等に対する改善措置命令実施要領第5条第1項の規定に基づき、次のとおり財務改善計画を作成しましたので、提出します。

1 概要

- (1) 財務状況悪化の原因
- (2) (1)に対する改善の基本的な考え方

2 経営改善の具体的計画

- (1) 収支改善の基本的な考え方
- (2) 資金の調達に係る事項
- (3) その他の事項

3 改善期間 年　月　日 から 年　月　日

4 その他

第5号様式

廃業勧告書

川崎市指令 第 号

住 所 _____

商 号 _____

氏名又は名称 _____ 様

北部市場事業者等に対する改善措置命令実施要領第6条の規定に基づき、次の
とおり廃業を勧告します。

年 月 日

川崎市長 印

勧告内容